

第 4 編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 生活確保対策計画

府 総 務 部 日本郵便株式会社
府 健 康 福 祉 部 近 畿 財 務 局
府商工労働観光部 京 都 労 働 局
日本銀行京都支店

第1節 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2節 職業あっせん計画

京都労働局は災害による離職者のは握に努めるとともに、その就職については市町村の被災状況等を勘案のうえ、府内各公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図り、あわせて他府県労働局との連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

第1 方 針

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

第2 内 容

1 期限の延長

知事は、納税者が災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該期限の延長を認めるものとする。（地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第18条）

2 徴収の猶予

知事は、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合、地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

3 減 免

知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第63条の14、第69条）

第4節 融資計画

第1方 針

災害により被害をうけた生活困窮者等に対して生業資金等を貸し付けることにより生活の安定をはかる。

第2 内 容

1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与

(1) 貸与対象者

府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主

ア 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯

イ 住居又は家財の価額の1/3以上の損害をうけた世帯

(2) 貸付限度額

世帯主の負傷	1,500,000 円
世帯主の負傷と家財の1/3以上の損害	2,500,000 円
世帯主の負傷と住居の半壊	2,700,000 円
世帯主の負傷と住居の全壊	3,500,000 円
家財の1/3以上の損害	1,500,000 円
住居の半壊	1,700,000 円
住居の全壊	2,500,000 円
住居の全体の滅失	3,500,000 円

(3) 貸付条件

償 還 期 間 10年（うち据置3年）

償 還 方 法 年賦、半年賦又は月賦

利 息 年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間中は無利子）

連帯保証人 市町村の定めるところによる

所得制限 世帯の前年の市町村民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯

1人世帯 220 万円 2人世帯 430 万円

3人世帯 620 万円 4人世帯 730 万円

5人以上の世帯 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額

ただし、住居が滅失した場合については1,270 万円

(4) 実施主体

市 町 村

(5) 費用の負担区域

府は、市町村が被災者に貸与した額の10/10の額を市町村に無利子で貸与し、国はその2/3の額を府に無利子で貸与

2 「生活福祉資金」の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付を行う。

(1) 対 象

災害により被害をうけたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯

- (2) 貸付金額
- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護） | 1,500,000円以内 |
| 生活福祉資金（住宅資金） | 4,000,000円以内（住宅改修のとき） |
- （被害の程度により両資金を重複して利用できる。）
- (3) 貸付条件
- ア 償還期間 7年以内（住宅改修のときは14年以内）
- イ 据置期間 3箇月以内（状況に応じて2年以内）
- ウ 利 子
- (ア) 据置期間 無利子
- (イ) 据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合 無利子、立てない場合 年1.5%
- 3 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」の緊急貸付
- 被災母子・父子・寡婦家庭については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。
- 資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予される。

第5節 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

- 1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給
- (1) 支給対象者
- 次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族
- ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (2) 支給額
- ア 主たる生計維持者の死亡
- 1人当たり 5,000,000円
- イ その他の者の死亡
- 1人当たり 2,500,000円
- (3) 実施主体
- 市町村
- (4) 費用の負担区分
- 国2/4 府1/4 市町村1/4
- 2 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給
- (1) 支給対象者
- 次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に掲げる程度の障害がある者
- ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (2) 支給額
- ア 生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合 2,500,000円
- イ その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合 1,250,000円

- (3) 実施主体
市町村
- (4) 費用の負担区分
国 2 / 4 府 1 / 4 市町村 1 / 4

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

(1) 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ア 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- エ 府内でア又はイの自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- オ アからウの区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- カ ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）及び2以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口5万人未満に限る。）に係る自然災害

(2) 対象世帯

- ① (1)の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- ② (1)の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ (1)の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが世帯

(3) 支援金額

次の①+②の合計を支給

① 基礎支援金

- ア 全壊世帯100万円（単数世帯75万円）
- イ 大規模半壊世帯50万円（単数世帯37.5万円）

② 加算支援金

ア 全壊世帯、大規模半壊世帯

- (ア) 住宅を建設又は購入する世帯200万円（単数世帯150万円）
- (イ) 住宅を補修する世帯100万円（単数世帯75万円）
- (ウ) 住宅を賃借する世帯50万円（単数世帯37.5万円）

イ 中規模半壊世帯

- (ア) 住宅を建設又は購入する世帯100万円（単数世帯75万円）
- (イ) 住宅を補修する世帯50万円（単数世帯37.5万円）
- (ウ) 住宅を賃借する世帯25万円（単数世帯18.75万円）

(4) 実施主体

府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託）

(5) 申請書類の提出窓口

市区町村

(6) 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人 1 / 2 ・ 国 1 / 2

第7節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画

(1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた府民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、府は被災者住宅の再建等に係る補助金の交付事業を行った市町村に対し、当該事業等に要する経費の一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。詳細は要綱により定める。

(2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について、関係金融機関と協力して融資を行う。

第8節 金融措置計画

第1 方針

災害時には現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。

第2 内容

1 近畿財務局京都財務事務所の措置

(1) 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。

ア 対象金融機関等

(ア) 預貯金取扱金融機関

主要行等（※）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。

(イ) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者

(ウ) 証券会社等

(エ) 電子債権記録機関

イ 金融上の措置の要請事項

(ア) 預貯金取扱金融機関

a 災害関係の融資に関する措置

金融機関において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

(a) 金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(b) 金融機関において、事情やむを得ないと認められる災害被災者に対して、定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずること。

c 手形交換、休日営業等に関する措置

金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

と。

d 営業停止等における対応に関する措置

金融機関において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険業者

a 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

b 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料及び損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

c 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(ウ) 証券会社等

a 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

b 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力

c 被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

d 証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

e その他、顧客への対応について十分配慮すること

(エ) 電子債権記録機関

a 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること

b 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること

c 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと

d 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

2 日本銀行京都支店の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第9節 郵便業務計画

第1 方針

災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

第2 内容

1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。

2 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第10節 り災証明書の交付

- 1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。

また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

- 2 府は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被災市町村の状況を把握し、応援が必要と見込まれる市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。

また、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充、市町村主催研修及び訓練への支援等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。さらに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第11節 被災者台帳の作成

- 1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- 2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2章 公共土木施設復旧計画

近畿地方整備局
府総合政策環境部
建設交通部

第1節 計画の方針

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

第2節 国土交通省の計画

第1 災害復旧・復興の基本方針

地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方針を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導、助言を行うものとする。

被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

第2 災害復旧の実施

1 災害復旧工事の早期着手

被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

2 災害査定の早期実施

災害発生後は速やかに災害査定を実施して、事業費を決定するものとする。

緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定適用範囲の引き上げ等の災害査定簡素化を速やかに行うものとする。

災害発生後、河川、道路、港湾、海岸、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

3 災害復旧の推進

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得よう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ

計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

第3 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第4 都市の復興

1 計画的復興への支援

大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

2 復興まちづくりへの支援

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るように努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第5 重要物流道路等における道路啓開・災害復旧の支援

迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路法に基づき、京都府から要請があった場合、必要に応じて重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や災害復旧を代行するものとする。

第3節 京都府の計画

第1 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び総合政策環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。〔災害復旧事務の流れは「資料編4－1」参照〕

また、災害復旧事業に必要な資機材等について、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。

第2 復旧事業の計画

1 災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

2 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

3 災害復旧の推進

(1) 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年（但し、助成工事費が30億円以上の大規模なものは5箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進ちょく率は、初年度85%、第2年度14%、第3年度1%とされている。

なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連事業等の改良復旧事業を積極的に導入する。

(2) 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧を推進する。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当り80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業により、復旧の推進を図る。

4 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうよう必要な措置を講ずる。

第3 国への支援要請

知事は、重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開又は災害復旧のため必要があると認めるときは、道路法に基づき、国土交通大臣に対し代行による実施について要請する。

第3章 農林水産業施設復旧計画

〔 府 農 林 水 産 部 〕
〔 近 畿 農 政 局 〕

第1節 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害復旧事業に対して補助を行い農林漁家の経営の回復、安定を図る。

第2節 計画の内容

第1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

1 補助の対象となる施設

1 箇所の工事の費用が40万円以上の次の施設

(1) 農 地

(2) 農業用施設

かんがい排水施設、農業用道路等

(3) 林業用施設

公共的な次の施設

ア 林地荒廃防止施設（地方公共団体の維持管理に属するものを除く。）

イ 林 道

(4) 漁業用施設

ア 沿岸漁場整備開発施設

護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設

イ 漁港施設

漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設

(5) 共同利用施設

農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、水産業協同組合（漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合を含む。）、地方公共団体等の所有する共同利用施設

2 補助率

(1) 一般災害

補助率は次の要領により適用される。

ア 農地・農業用施設

1 戸当たりの事業費が8万円を超え、15万円以下の部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

イ 林 道

被災林道の既設延長1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

ウ 漁業用施設

事業費の総額が、当該市町村の1世帯標準税収入に区域内に在住する水産業協同組合員の属する世帯数を乗じた額の3倍を超える部分については1次高率、6倍を超える部分については2次高率を適用する。

(2) 通年災害

ア 農地・農業用施設

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1戸当たり100,000円を超え、かつその年の事業費が1戸当たり40,000円を超える場合は、前項アの高率補助率を適用する。

イ 林道

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1m当たり500円以上となる場合は、前項イと比較して有利な方を適用する。

区 分			普通補助率	高 率 補 助 率	
				1 次	2 次
農地農業 用 施 設	農 地		5 0 %	8 0 %	9 0 %
	農 業 用 施 設		6 5 %	9 0 %	1 0 0 %
	関 連 事 業		5 0 %	—	—
林 業 用 施 設	林 地 荒 廃 防 止 施 設		6 5 %	—	—
	林 道	奥地幹線林道	6 5 %	9 0 %	1 0 0 %
		そ の 他 林 道	5 0 %	7 5 %	8 5 %
漁 業 用 施 設			6 5 %	9 0 %	1 0 0 %
共 同 利 用 施 設			2 0 %	—	—

第2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

1 農地・農業用施設

第1の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が20,000円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

一戸当たりの負担額	嵩上補助率
10,000円を超え20,000円以下の部分	70%
20,000円を超え60,000円以下の部分	80%
60,000円を超える部分	90%

2 林 道

第1の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合はその負担額について次の補助率を嵩上する。

1m当たりの負担額	嵩上補助率
110円を超え200円以下の部分	70%
200円を超え500円以下の部分	80%
500円を超える部分	90%

3 共同利用施設

次の補助対象施設及び補助率の特例が適用される。

区 分	1箇所当たりの 工 事 費	補 助 率	
		40万円までの部分	40万円を超えた部分
告示地域	13万円以上	40%	90%
その他の地域	40万円以上	30%	50%

第3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

1 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が60万円以上の次の施設（但し、都道府県及び指定市の場合は120万円以上）

(1) 海 岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

(2) 林地荒廃防止施設

山林砂防施設（立木を除く）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み立木を除く）

(3) 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(4) 漁 港

漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

2 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規定による。

第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

〔 府 総 務 部 〕
〔 府 農 林 水 産 部 〕

第1節 計画の方針

市町村に対する財政措置並びに農林漁業者及び団体に対する資金融資等について定める。

第2節 市町村に対する措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市町村の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

第1 災害復旧事業費

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債
 - (1) 歳入欠かん等債
 - (2) 公共土木等小災害債
 - (3) 農地等小災害債

第2 災害を受けた市町村のする一時借入金の借入れあっ旋

災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、府は市町村のする一時借入金の借入れについて近畿財務局及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請するとともに、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を助言するものとする。

第3節 農林漁業関係融資（府農林水産部）

第1 天災融資法に基づく融資

1 経営資金

(1) 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた専業又は第1種兼業等の農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体

(2) 貸付限度

ア 原則

個人 200 万円 （激甚災害の場合250 万円）

法人（政令で指定されたもの）2,000万円

イ 果樹栽培者、家畜等飼養者、水産養殖業者、漁船購入の場合等個人500万円

（激甚災害の場合600万円）

法人（政令で指定されたもの）2,000万円

ウ 漁具の購入資金 5,000万円

(3) 償還期限

6年以内（激甚災害の場合7年以内）

(4) 貸付利率

特別被害地域の特別被害農林漁業者

年3パーセント以内

3割被害農林漁業者

年5.5パーセント以内

その他一般被害農林漁業者

年6.5パーセント以内

2 事業資金

(1) 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

(2) 貸付限度額 一般の場合 激甚の災害の場合

組 合 2,500万円 5,000万円

連 合 会 5,000万円 7,500万円

(3) 償還期限

3年以内

(4) 貸付利率

年6.5パーセント以内

3 事務手続

(1) 当該府広域振興局長は天災発生後速やかに被害を受けた管内市町村における農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ農林水産部長に報告するとともに特別被害地域に該当すると認められるときはその資料を提出する。

(2) 知事は国と協議し国から融資限度額の割当てをうけ、特別被害地域指定の同意を得たときは、速やかに当該地域を告示し、当該広域振興局長に管内市町村における融資枠を通知する。

(3) 当該市町村長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等貸付けに必要な措置をとる。

(4) なお、事業資金の貸付けの対象となる組合、連合会の被害認定については当該広域振興局長が行う。

第2 株式会社日本政策金融公庫の融資

貸付対象者	貸付金の種類	貸付けの条件			
		貸付金の限度	償還期限	据置期間	利率（年利）
認定農業者、一定の所得要件を満たすその他の農業者	農林漁業セーフティネット資金	600万円 （簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内での拡大あり）	10年以内 （据置期間を含む。）	3年以内	0.16% （平成31年2月21日現在）

事務手続

借入に当たっては、希望者は借入申込書、経営安定計画書その他添付書類（市町村発行の罹災証明書等）を、公庫京都支店または農協等（府信農連等が受託金融機関）に提出する。

第3 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

貸付対象者	知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体
貸付限度額	個人1,800万円、共同利用施設15億円（農業近代化資金と同じ）
償還期限	個人7～18年、共同利用施設7～20年（農業近代化資金と同じ）
対象事業	農業近代化資金の内、農業近代化資金融通法施行令第2条の表第1号から第5号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める。）
貸付利率	借入当初5年間無利子（以後は農業近代化資金と同じ）
補助金交付先	市町村（市町村が金融機関に利子補給）
利子補給期間	5年間（以後の貸付利率は、近代化資金と同じ）
負担割合	府 50%、市町村 50%

事務手続

- (1) 知事は、当該天災による被害が著しく、農家経済に及ぼす影響が大であると認めた場合、資金の対象となる天災である旨の指定を行う。
- (2) 指定を受けた天災によって損失を受けた農業者等は、融資機関に借入申込書を提出し、融資機関は利子補給承認申請書を市町村に提出する。
- (3) 市町村は、融資に係る意見書を添付して知事に提出する。

第4 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助

- 1 災害に伴う農業関係の被害が甚大であり農家の経済的・心理的打撃を解消するために、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に京都府農業共済組合に対し保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに要する資金の借り入れに対する利子を府において補助する。
- 2 災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第5章 住宅復興計画

（府 建 設 交 通 部）
独立行政法人都市再生機構

第1節 京都府の計画

第1 一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、府の「り災住宅緊急低利融資制度」を設けるとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

第2 災害公営住宅の整備について（「公営住宅関係住宅災害対策」参照）

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合は公営住宅法及び激甚法の規定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

1 対 象

公営住宅法第8条の規定により

- (1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が 500 戸以上又は一市町村の区域内で200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で200 戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるときの災害の場合に対象となる。

2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

3 補助率

建設・買取費の2／3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2／5（借上げの場合）

4 整備の手順

- (1) 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）
- (2) 住宅災害現況の現地調査
- (3) 災害公営住宅整備計画書の提出
- (4) 住宅滅失戸数の査定

5 激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(1) 対 象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

(3) 補助率

建設・買取費の3／4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2／5（借上げの場合）

(4) 整備の手順

公営住宅法の場合と同じ。

第２節 独立行政法人都市再生機構の計画

台風等の異常な自然災害により賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件（建設中のものを含む。）に被害を受けた場合災害によって滅失又は毀損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生上有害となる恐れがあると認められる場合においては予算の範囲内でかつ必要最少限度において原形復旧を超える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお分譲住宅について譲渡前は賃貸住宅に準じ、譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

公 営 住 宅 関 係 住 宅 災 害 対 策

		一 般 災 害		激 甚 災 害				手 続 き の 流 れ													
		公 営 住 宅		本 激		局 激															
		要 件	措 置	要 件	措 置	要 件	措 置														
建 設	<災害公営住宅建設事業> 1. 減失戸数→被災地全域で500 戸以上又は1 市町村で200 戸以上若しくはその区域内の全住宅の1 割以上 2. 火災による減失戸数→被災地全域で200 戸以上又は、1 市町村全住宅の1 割以上 (公営住宅法第8 条第1 項第1、2 号)	(公営住宅法第8 条第1 項) 減失戸数の3 割を限度として <災害公営住宅>の建設等に対する2／3 補助 ↓ 標準工費は一般に準ずる(第8 条第2 項) <災害公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2／5 補助		<罹災者公営住宅整備事業>(激甚法第2 2 条) 1. 減失戸数→①被災全域で、(災害指定) 4,000 戸以上 ②被災全域で、(災害指定)2,000戸以上かつ1 市町村で200 戸以上もしくは、全住宅の1 割以上 ③被災全域で、1,200 戸以上かつ、1 市町村で400 戸以上もしくは、全住宅の2 割以上(激甚指定基準8) 2. 減失戸数(地域指定) →1. の①～③のいずれかであり、かつ、1 市町村で100 戸以上又は全住宅の1 割以上(激甚法施行令第4 1 条)		減失戸数の5 割を限度として <罹災者公営住宅>の建設等に対する3／4 補助 <罹災者公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5補助		な し	な し	(Ⅰ) 住宅災害速報の提出(災害発生後10 日以内、知事→国土交通省住宅局長) (Ⅱ) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→地方整備局長) (Ⅲ) 住宅減失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が原則として被災地において行う。) (Ⅳ) 補助金交付申請(事業主体→知事→国土交通大臣) (Ⅴ) 補助金交付決定(国土交通大臣→知事→事業主体)											
復 旧	<既設公営住宅復旧事業> 減失又は著しく損傷 (公営住宅法第8 条第3 項) ↓ 1. 住宅の被害→1 戸当りの復旧費が11 万円以上かつ1 事業主体の合計額が290 万円以上(事業主体が市町村の場合は190 万円) (財務省協議による運用基準)	<table><tr><td></td><td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td></tr><tr><td>被 害</td><td>減 失</td><td>損 傷</td></tr><tr><td>復 旧</td><td>再 建</td><td>補 修</td></tr><tr><td colspan="3">補助率 1／2</td></tr></table>			公営住宅又は共同施設		被 害	減 失	損 傷	復 旧	再 建	補 修	補助率 1／2			<本激甚指定既設公営住宅復旧事業> 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額→全国都道府県市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5％以上 B. Aの見込額が0.2％以上、かつ (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25％をこえる都道府県が1 以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5％をこえる都道府県が1 以上(激甚災害指定基準1)		補助率のかさ上げ(激甚法第3 条) 2. 1 の見込額からみて明らかに1 の基準に該当することが見込まれること (局地激甚災害指定基準)		補助率のかさ上げ(激甚法第3 条)	(Ⅰ) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→地方整備局長) (Ⅱ) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が悉皆査定を行う。) (Ⅲ) 補助金交付申請(事業主体→知事→地方整備局長) (Ⅳ) 補助金交付決定(地方整備局長→知事→事業主体)
	公営住宅又は共同施設																				
被 害	減 失	損 傷																			
復 旧	再 建	補 修																			
補助率 1／2																					

第6章 中小企業復興計画

〔近畿経済産業局
府商工労働観光部〕

第1節 計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2節 計画の内容

第1 近畿経済産業局の役割

- 1 被害状況及び事業再建に必要な資金需要等の的確な把握
- 2 被害状況に応じた必要資金の円滑な融通
- 3 激甚災害法に基づく金融特例措置等

第2 京都府の計画

府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備に努める。

災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。

その内容としては

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- 2 特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
- 3 府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、(公財)京都産業21）、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第3 京都経済全体の事業継続計画の検討（近畿経済産業局、府危機管理部、府商工労働観光部）

第2編第23章企業等防災対策促進計画に定めるところにより、京都BCPの普及を進める。

第7章 風評被害対策

〔商工労働観光部〕
〔農 林 水 産 部〕

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、関西広域連合、市町村及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第8章 文教復旧計画

第1節 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第2節 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

第1 府立学校その他の教育機関

小災害の復旧については、府教育庁の指示により府立学校等において実施し、大災害の復旧については、直接府教育庁において実施する。

第2 市町（組合）立学校等及び附属機関

市町（組合）が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また、市町（組合）の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

第3節 教育活動の再開

第1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

第2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、所管する教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

第3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

- 1 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
- 2 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。
- 3 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年

京都府条例第34号) 及び「独立行政法人日本学生支援機構法 (平成15年法律第94号)」による学資貸与金に関すること。

4 府立高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となった者に対する授業料の減免に関すること。

5 被災教職員に対する救済措置に関すること。

第4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 学校等の施設復旧に関する事項

第2 教育活動再開に関する事項

第 9 章 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第 10 章 激甚災害の指定に関する計画

(府危機管理部・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部・府教育庁)

第 1 節 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第 2 節 激甚災害に関する調査

第 1 市町村の被害状況

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

第 2 調査の協力

市町村は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第 3 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第 3 節 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第 1 1 章 工業用水道復旧計画

第 1 節 計画の方針

工業用水道事業者は、「工業用水道事業費補助金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第 2 節 復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については「工業用水道事業費補助金交付要領」によるものとする。

第12章 災害復興対策計画

第1節 計画の方針

第1 基本方針

大規模な災害からの被災地の復興については、府民の意向を尊重し、府及び市町村が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

第2 基本方向の決定等

- 1 地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。
- 2 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。
また、関西広域連合との調整を図るものとする。
- 3 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、関西広域連合、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 復興方針の策定等

第1 復興方針の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であって国により緊急災害対策本部が設置された場合、府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、復興基本方針に即して「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第9条に基づく復興方針を定め、遅滞なく公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

また、復興方針の策定後も、復興計画を始めとする市町村の取組等を踏まえて、適時変更等を検討するものとする。

第2 復興方針の内容

基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 大規模災害からの復興のために府が実施すべき施策に関する方針
- 3 府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 4 その他大規模災害からの復興に関し必要な事項

第3 復興計画の作成等

被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基

づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。

また、当該市町村からの要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第4 復興に向けた体制整備等

府は、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて国により緊急災害対策本部が設置された場合、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、次の事項を定めるものとする。

第1 復興対策本部の設置

第2 「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」

第10条に基づく復興計画の策定

復興計画の作成について、次の事項を定める。

- 1 国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること
- 2 府と共同して作成することができること
- 3 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること
- 4 復興協議会を組織できること

第3 都市計画の決定又は変更の代行要請

第4 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

第5 職員派遣の要請

京 都 府 地 域 防 災 計 画

一 般 計 画 編

編 集 発 行 京 都 府 防 災 会 議

事 務 局 京都府危機管理部災害対策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(〒602-8570)
電話 075-414-4475
